

第一一六回

参第一三号

原子爆弾被爆者等援護法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第三条）

第二章 援護（第四条 - 第四十条）

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所（第四十一条・第四十二条）

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会（第四十三条 - 第四十六条）

第五章 不服申立て（第四十七条 - 第五十一条）

第六章 雑則（第五十二条 - 第六十条）

第七章 罰則（第六十一条・第六十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

- 一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあった者
- 二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあった者
- 三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者
- 四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事（広島市又は長崎市の区域にあっては、広島市長又

は長崎市長。以下同じ。)に申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。
- 3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
- 二 医療の給付
- 三 一般疾病医療費の支給
- 四 医療手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給

七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 原子爆弾被爆者保護施設への入所等

十 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第十八号）第一条第一項に規定する旅客会社（以下「旅客会社」という。）の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

（健康診断）

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負

傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

- 2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かななければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

- 2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由がある

ときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かななければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを相当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によって請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機

関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

- 2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定によって支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するについて必要があると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定す

る医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二

号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関

し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は老人保健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法又は老人保健法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、これらの法律の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項及び第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規

定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合について準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けられることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

(医療手当の支給)

第十九条 都道府県知事は、被爆者であって、負傷又は疾病につき第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十五条第一項の規定による医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、医

療手当を支給する。

- 2 医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八万円とする。

(介護手当の支給)

第二十条 都道府県知事は、被爆者であって、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において、介護手当を支給する。

- 2 その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定による額が五万円に満たないときは、前項の規

定にかかわらず、五万円とする。

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十四万八千円とする。ただし、第九条第一項の認定を受けた者に支給する被爆者年金の額は、七十九万円とする。

4 被爆者が政令で定める程度の精神上又は身体上の障害の状態にある場合については、その者に支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十四万八千円（第九条第一項の認定を受けた者に支給する被爆者年金については、七十九万円）を超え、百六十七万円（同項の認定を受けた者に支給する被爆者年金につ

いては、七百六万六千八百円)を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かななければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに第九条第一項の認定を受けたとき。

二 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になったとき。

三 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

四 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなったとき。

- 2 前項第一号、第二号又は第三号（障害の程度が増進に係る場合に限る。）に該当することとなったことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

第二十三条 被爆者年金については、政府は、国民の生活水準、賃金、物価その他の諸事情に変動が生じた場合においては、変動後の諸事情を総合勘案し、速やかに、被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

（被爆者年金の支給期間及び支給月）

第二十四条 被爆者年金の支給は、平成二年七月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消

滅した日の属する月で終わるものとする。

2 第二十二條第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

3 被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

（被爆者年金を受ける権利の消滅）

第二十五條 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

（被爆者年金の支給停止）

第二十六條 被爆者年金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、刑の

執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に被爆者年金を受ける権利を有するに至ったときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)

第二十七条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定

により、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

（未支給の被爆者年金）

第二十八条 被爆者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支

給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求又は第二十二條第二項に規定する被爆者年金の額の改定の請求をしていなかったときは、前項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金又は被爆者年金の額の改定を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十九条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について被爆者年金の支給に関し必要があると認めるときは、その者に対し、障害の状態その他必要な事項に関して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第三十条 死亡した第二条各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。ただし、死亡した者の死亡の日が平成二年七月一日前であるときは、同日前に離縁によって当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時に胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)

第三十二条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日が平成二年七月一日前であるときは、死亡の日以後同月一日前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（平成二年七月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

三 父母

四 孫（平成二年七月一日において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（平成二年七月一日において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれている子

八 第四号において同号の順位から除かれている孫

九 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれている配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十三条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によって発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十四条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令の規定により、恩給

法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受けることができる者がある場合には、支給しない。

（準用規定）

第三十五条 第二十八条第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給、同順位の相続人が二人以上ある場合における未支給の特別給付金の請求若しくはその支給又は国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであった償還金の請求若しくはその支払若しくは記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

（葬祭料の支給）

第三十六条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭

料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十七条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下この条において「被爆者年金等」という。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによって当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となった事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意に、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(原子爆弾被爆者保護施設への入所等)

第三十八条 厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に入所及び保護(治療を含む。以下同じ。)を必要とすると認めるときは、原子爆弾被爆者保護施設に入所させ、その保護を行うものとする。

(旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

第三十九条 被爆者及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払うことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車し、又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車し、又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(子又は孫に対する適用等)

第四十条 都道府県知事は、次の各号に掲げる者から申出があった場合には、当該各号に掲げる者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

- 一 第二条各号に掲げる者の子（同条第一号から第三号までに掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した時以前に生まれた子、養子及び同条第四号に掲げる者を除く。）
 - 二 前号に掲げる者の子（養子を除く。）
- 2 前項各号に掲げる者で、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として政令で定めるものにかかっている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、第二条各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

（原子爆弾被爆者保護施設）

第四十一条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、第三十八条の規定による入所及び保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第四十二条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第四章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第四十三条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させる

ため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

（委員）

第四十四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。
- 3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

（専門調査員）

第四十五条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十七条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(審議会の意見の聴取)

第四十八条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての異議申立てに対する決定をするに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(時効の中断)

第四十九条 第四十七条第一項に規定する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)

第五十条 第四十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第五十一条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当

若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六章 雑則

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第五十二条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利等の保護)

第五十三条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することがで

きない。ただし、被爆者年金を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

- 2 この法律に基づく援護を受ける権利及び第三十三条に規定する国債は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第五十四条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

- 2 援護に関する書類及び第三十三条に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第五十五条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づ

く援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第五十六条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市）に交付する。

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十七条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人に及ぼす影響及びこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十八条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長）は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十九条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2 前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

3 第一項の委任に基づいてされる処分についての審査請求については、行政不服審査法第十四条第三項の規定は適用しない。

4 第四十九条及び第五十条の規定は、第一項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。

(省令への委任)

第六十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十一条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に
関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万
円以下の罰金に処する。

第六十二条 第八条第二項各号に規定する医療を行った者又はこれを使用する者が、第十
五条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同
じ。）の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、
正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の
記載をした診療録若しくは帳簿書類の提示をし、又は第十五条第三項の規定による当該
職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、
五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧被爆者医療法」という。）第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によってなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行った健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十条第一項又は第十七条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所

又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に関する旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた平成二年六月以前の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康診断の特例)

第十三条 原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあった者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第五条の規定の適用については、被爆者とみなす。

(調査)

第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を

受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(老人保健法の一部改正)

第十五条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

(負担の特例)

第五十条の二 国は、前二条の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第 号）第十六条第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に関する医療等に要する費用については、その十分の三を負担する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十六条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第 号）第二十一条（被爆者年金の支給）に規定する被爆者年金

第二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十七条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第十八条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十

一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)第十三条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十三条第四項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第 号）」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第 号）」を加える。

(租 税 特 別 措 置 法 の 一 部 改 正)

第二十二條 租 税 特 別 措 置 法 (昭 和 三 十 二 年 法 律 第 二 十 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す
る。

第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)」に改める。
(国 民 健 康 保 険 法 の 一 部 改 正)

第二十三條 国 民 健 康 保 険 法 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第九條第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成元年法律第 号)」に改める。

(厚 生 省 設 置 法 の 一 部 改 正)

第二十四條 厚 生 省 設 置 法 (昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 五 十 一 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す

る。

第五条第十五号中「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）及び」を削り、「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法（平成元年法律第 号）」を加える。

第六条第三号を次のように改める。

三 削除

第六条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

「
第八条第一項の表中

検疫所	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。
-----	------------------------

」

を

検 疫 所	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。
国立原子爆弾被爆者 保護施設	高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、入所及び保護（治療を含む。）を行うこと。

」

に

改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

- 5 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

理 由

原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約二千三百七十億円の見込みである。